

○拳銃射撃場の管理及び使用に関する訓令

(平成12年7月24日島根県警察訓令第20号)

けん銃射撃場の管理および使用に関する訓令（昭和37年島根県警察訓令第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、島根県警察における拳銃射撃場の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（拳銃射撃場）

第2条 この訓令において、拳銃射撃場（以下「射撃場」という。）とは、島根県警察学校射撃場、浜田警察署射撃場及び警察署にある簡易射撃場をいう。

2 簡易射撃場の名称は、当該簡易射撃場の所在地を管轄する警察署の名を冠するものとする。

（射撃場管理者）

第3条 各射撃場に、それぞれ射撃場管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、島根県警察学校射撃場にあつては警察学校長を、浜田警察署射撃場及び各簡易射撃場にあつては、当該射撃場の所在地を管轄する警察署の長をもって充てる。

3 管理者は、射撃場及び附属施設並びに訓練用具の維持管理に努めなければならない。

4 管理者は、射撃場を常に最良の状態に置き、かつ、その施設の不備から危険を生ずることがないように、次に掲げる事項について留意しなければならない。

(1) 常に射撃場の整理整頓に努めること。

(2) 防弾堤（塀）の崩壊の防止に努めること。

(3) 標的駆動装置及び標的枠は、年1回以上点検し、注油等の手入れを行い、腐食の防止に努めること。

(4) 射撃場の施設備品又は訓練用具に故障のあることを発見したときは、直ちに警察本部長に報告し、速やかに修理すること。

（射撃場の鍵等の保管）

第4条 管理者は、射撃場の入口及び倉庫の鍵を保管し、不在となるときは、あらかじめ指定した者に保管させなければならない。

2 管理者は、附属備品及び訓練用具を鍵の掛かる倉庫に納めて保管しなければならない。

（施設備品台帳）

第5条 管理者は、射撃場施設及び備品台帳（様式第1号）を備えて所定の事項を記載し、常に施設の状況並びに附属備品及び訓練用具の員数を明らかにしておくとともに、随時必要な補修手入れを行わなければならない。

(射撃場巡視簿)

第6条 管理者は、射撃場巡視簿(様式第2号)を備え、月1回以上射撃場及び附属施設の一部を巡視し、異状の有無等を記録しておかなければならない。

(射撃場の使用)

第7条 管理者の所属以外の所属の警察官が射撃場を使用する場合は、射撃場使用承認願(様式第3号)により管理者の承認を受けるものとし、使用終了後、射撃場使用結果報告書(様式第3号)により報告しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 射撃場の使用に当たっては、被訓練者に安全規則を厳守させるほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 訓練開始に当たっては、射撃場施設に異状がないことを確認すること。
- (2) 訓練の開始から終了までの間、所定の位置に赤旗(縦60センチメートル、横60センチメートル)を掲揚すること。
- (3) 訓練中は、常に被訓練者の動静に注意し、適時適切な指揮・指導をすること。
- (4) 標的枠に装着されている標的以外に向かつては、絶対に発砲させないこと。
- (5) 訓練終了後は、射撃場の整備・清掃をすること。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成17年3月22日島根県警察訓令第18号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月16日島根県警察訓令第2号)

この訓令は、平成28年3月7日から施行する。

附 則(令和2年5月26日島根県警察訓令第26号)

この訓令は、令和2年6月1日から施行する。

様式 [略]